

KDDI 防災業務計画

第1章 総 則

第1条 (計画の目的)

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条の規定に基づき、KDDI株式会社（以下「会社」という。）が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

第2条 (防災業務実施の方針)

この計画の実施にあたっては、災害時においても会社が提供する電気通信役務（以下「通信」という。）を確保できるよう、網制御設備及び交換設備等の分散化、伝送路の多ルート化、経路分散等を進め、通信に係る局舎及び電気通信設備（以下「通信設備等」という。）の耐災害性を強めるとともに、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行い、災害が発生した場合には、別に定める災害対策本部等の各組織の機能を最大限に發揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に務めるものとする。

第3条 (定義)

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 防災業務計画：「災害対策基本法」第39条第1項に基づき作成したものをいう。
- (2) 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画：「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第1項に基づき定めるものをいう。
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画：「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第1項に基づき定めるものをいう。
- (4) 警戒宣言：「大規模地震対策特別措置法」第2条第13号に定めるものをいう。
- (5) 地震防災対策強化地域：「大規模地震対策特別措置法」第2条第4号に定めるものをいう。
- (6) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域：「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条に基づき、指定されたものをいう。
- (7) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域：「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第10条に基づき、指定されたものをいう。
- (8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域：「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条に基づき指定されたものをいう。
- (9) 災害：災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。
- (10) 防災：災害対策基本法第2条第2号に定めるものをいう。
 - (11) 重要通信：電気通信事業法第8条第1項に定める事項を内容とする通信をいう。
 - (12) 災害応急対策：「災害対策基本法」第50条第1項に定める事項を内容とする対策をいう。
 - (13) 指定行政機関：「災害対策基本法」第2条第3号に定めるものをいう。
 - (14) 指定地方行政機関：「災害対策基本法」第2条第4号に定めるものをいう。
 - (15) 関係公共機関：「災害対策基本法」第2条第5号及び第6号に定める指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

第2章 災害予防

第4条 (防災に関する関係機関との連絡調整)

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

- (1) 本社においては、総務省及び内閣府等の指定行政機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 総支社においては、当該地域における指定地方行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における指定地方行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

第5条（通信設備等に対する防災設計）

災害発生時において通信を確保、または通信設備等を迅速に復旧するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。その際、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

第6条（通信網等の整備）

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

第7条（災害対策用機器、車両等の配備）

災害発生時において通信を確保、又は通信設備等を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

第8条（災害時における通信の疎通計画）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

第9条（社員の動員計画）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

第10条（社外関係機関に対する応援又は協力の要請）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

第11条（防災に関する教育、訓練）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

2. 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参考、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
3. 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

第12条（災害用伝言板サービス等の提供）

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生、又は発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板サービス等を速やかに提供するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて周知に努める。

2. 災害用伝言板サービス等は定期的に体験サービスを提供するなど、安否確認手段の啓発に努める。

第3章 災害応急対策

第13条（情報の収集及び連絡）

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- (2) 必要に応じて第4条(1)に定める社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

第14条(準備警戒)

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。また、工事中の設備に対して、原則、工事を中断するとともに安全措置を講ずるものとする。

第15条(防災に関する組織)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

2. 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

第16条(通信の非常疎通措置)

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

2. 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

第17条(設備の応急復旧)

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

第4章 災害復旧

第18条(設備の復旧)

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

第5章 地震防災強化計画

第19条(大規模地震対策特別措置法に係る防災強化)

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域(以下「強化地域」という。)における地震防災に關し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策

ア 地震予知情報等の伝達

地震予知情報、地震注意情報、地震に關連する調査情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに關連する情報(以下「地震予知情報等」という。)については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

イ 災害対策本部等の設置

地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。

ウ 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務

会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、第16条第2項に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

エ 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。

オ 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。

カ 社員等の安全確保

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。

キ 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。

ク 地震防災応急対策の実施状況等の報告

会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、隨時報告するものとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

ア 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。

イ 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認及び避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。

第20条（南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画）

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）、及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下この条において「津波避難地域」という。）における地震防災に關し、第18条の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

(1) 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報に關連する情報等（以下「南海トラフ関連情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

(2) 地震防災応急対策

ア 安全の確保

推進地域及び津波避難地域の事業所等の長及び周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。

イ 重要通信の確保

南海トラフ関連情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、第16条に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。

(3) 地震防災上必要な知識の普及

推進地域、及び津波避難地域の事業所等の長は、地震防災応急対策に關与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に關する知識の普及を図るものとする。

第21条（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画）

会社は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）、及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下この条において「津波避難地域」という。）における地震防災に關し、第18条の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に關連する情報等の伝達経路等の設定

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の情報、または当該地震の注意情報(北海道・三陸沖後発地震注意情報)、津波情報等(以下この条において「日本海溝・千島海溝型地震情報等という」)を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

(2) 地震防災応急対策

ア 安全の確保

推進地域、津波避難地域の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。

イ 重要通信の確保

津波情報、日本海溝・千島海溝型地震情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、第16条に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。

(3) 地震防災上必要な知識の普及

推進地域、及び津波避難地域の事業所等の長は、地震防災応急対策に関する社員等に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

附則

この計画は、平成12年10月1日から実施する。

この計画の改正は、平成13年1月6日から実施する。

この計画の改正は、平成13年4月1日から実施する。

この計画の改正は、平成16年1月5日から実施する。

この計画の改正は、平成16年6月16日から実施する。

この計画の改正は、平成18年6月12日から実施する。

この計画の改正は、平成23年3月24日から実施する。

この計画の改正は、平成26年7月1日から実施する。

この計画の改正は、令和3年5月1日から実施する。

この計画の改正は、令和5年7月5日から実施する。

この計画の改正は、令和6年2月1日から実施する。

この計画の改正は、令和7年1月24日から実施する。